

各種加算に関する当院の体制について

◆基本診療料(機能強化加算)について

- 健康診断の結果に関する相談等健康管理に関するご相談に応じます。
- 必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 他の医療機関の受診状況・処方内容を把握したうえで服薬管理を行います。
- 介護・保険・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。
- 予防接種に関するご相談に応じ、接種を行っています。
- 体調不良時等、患者様からの電話による問い合わせに対応しています。

〈連絡先〉 医療法人社団 高島医院 TEL 087-862-3410

◆基本診察料(時間外対応加算 1)の施設基準について

当院では「時間外対応加算」の施設基準を満たしており、保険診療の再診患者様に限り、「時間外対応加算 1」を算定させていただいております。

この加算の算定により、診療日においては、当院通院中の患者様からのお電話による問い合わせに常時対応させていただきます。**※初診患者様は対象外**

〈連絡先〉 医療法人社団 高島医院 TEL 087-862-3410

◆夜間・早朝等加算について

下記の時間帯に受付をされた方は「夜間・早朝等加算」を診察料に加算させていただきます。

時 間：土曜日正午(12時)以降の受付

加 算：50点

負担金額：50円(1割負担)～150円(3割負担)

◆明細書発行体制等加算について

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

◆医療 DX 推進体制整備加算について

●医師が診療を実施する診療室でオンライン資格確認等システムで取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

●マイナ保険証の利用促進、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

●電子処方箋の発行、電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施していきます。(経過措置が 2025 年 9 月 30 日のため、それまでに体制を整えていきます)

◆医療情報取得加算について

●オンライン資格確認を行う体制を有しています。

●患者様の同意のもと、受診歴・薬剤情報・特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の新たな名称で、初診時(3点または1点)

再診時(2点または1点)が算定されます。

◆一般名処方加算について

●医薬品の銘柄名ではなく一般名(成分名)を記載する取り組みを行っております。

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。一般名処方により、保険薬局において銘柄によらず、供給・在庫の状況に応じて調剤ができることで、患者様に適切に医薬品を提供することができます。

◆生活習慣病管理料について

高血圧症・糖尿病・脂質異常症を主病とする患者様の総合的な治療管理を目的とする管理料です。(特定疾患管理料の対象疾病から3病名が除外されました)

- 概ね4か月に1度、療養計画を発行していきます。初回は問題点を確認し生活習慣改善の話をするため診療時間が長くなることをご了承ください。
- 患者様の状態に応じ、28日以上長期処方またはリフィル処方箋を発行することに対応します。希望等ありましたら、医師にご相談ください。必ず長期処方またはリフィル処方箋に対応できるというものではありませんので、ご承知おきください(症状等を勘案し、医師が判断いたします)。リフィル処方箋とは、医師が指定した一定期間であれば、同一処方箋を繰り返し使うことが可能な処方箋のことです。リフィル処方箋を使えば、2回目・3回目は医師の診察を受けることなく、薬局でお薬を受け取れ、最大3回まで使用することができます。

◆地域包括診療料について

- 健康相談及び予防接種に係る相談を実施しています。
- 当院に通院する患者様について、介護支援専門員および相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能です。
- 患者様の状態に応じ、28日以上長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を発行することに対応します。
- 介護保険制度の利用等に関する相談を実施しています。

」

在宅医療

◆在宅療養支援診療所について

厚生労働省は2006年4月より、高齢者が住み慣れた家庭や地域で療養しながら生活を送れるようにということで、新たに「在宅療養支援診療所」という制度を設けました。

この在宅療養支援診療所は、在宅患者様の様態が急変した時など、緊急時に往診や訪問看護で24時間対応できる体制を整えることになっています。

高畠医院におきましても、この在宅療養支援診療所の指定を受けています。

●訪問診療 医学的管理が必要で通院が困難な場合等に、在宅医療を支援することを基本的な考えとし、治療計画に基づいて定期的にご自宅に訪問し診察します。

訪問時間帯は午後1時30分から2時30分頃となります。通常は2週間に1回で定期的に訪問しますが、ご病気の状態に応じた体制を随時とっております。

こころの連携指導料(I)

当院では、2022年4月1日より「こころの連携指導料(I)」を届け出ております。